

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4157989号
(P4157989)

(45) 発行日 平成20年10月1日(2008.10.1)

(24) 登録日 平成20年7月25日(2008.7.25)

(51) Int.Cl.

F 1

G09F 3/18 (2006.01)
G09F 3/10 (2006.01)G09F 3/18
G09F 3/10D
B

請求項の数 4 (全 6 頁)

| | |
|-----------|------------------------|
| (21) 出願番号 | 特願平9-338039 |
| (22) 出願日 | 平成9年11月21日(1997.11.21) |
| (65) 公開番号 | 特開平11-161181 |
| (43) 公開日 | 平成11年6月18日(1999.6.18) |
| 審査請求日 | 平成16年8月31日(2004.8.31) |

| | |
|-----------|--|
| (73) 特許権者 | 397074770 有限会社トライオール 東京都荒川区西日暮里2-6-1 |
| (73) 特許権者 | 391044834 関 和治 東京都世田谷区鎌田2-14-2 |
| (74) 代理人 | 100082108 弁理士 神崎 真一郎 |
| (72) 発明者 | 関 和治 東京都世田谷区鎌田2-14-2 |
| 審査官 宮本 昭彦 | |

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】店頭表示装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

薄板状のベース部材と、このベース部材の裏面に設けられて該ベース部材を商店の棚やケースの壁面等に繰返し貼着させる第1接着部と、上記ベース部材の表面に重合される透明なカバーと、相互に重合される上記ベース部材とカバーとのいずれか一方に設けられて他方を繰返し貼着する第2接着部と、上記ベース部材よりも小さい数字、記号等の複数種の表示シートとを備え、

上記ベース部材の表面は、アルコール系インクのサインペンで文字を書き込むことができ、かつその文字を容易に消去することができるホワイトボードとしてあり、また上記各表示シートは、それぞれの裏面に設けられて上記ベース部材に繰返し貼着される接着部を備えて、上記複数種の表示シートから選択した複数種の表示シートが上記ベース部材に貼着されるようになっていることを特徴とする店頭表示装置。

【請求項 2】

上記ベース部材とカバーとは相互に分離可能となっていることを特徴とする請求項1に記載の店頭表示装置。

【請求項 3】

上記ベース部材とカバーとは両者の外周側部分の一部が相互に分離不能に連結されていることを特徴とする請求項1に記載の店頭表示装置。

【請求項 4】

上記第2接着部はカバー側に、該カバーの一辺に沿って帯状に設けられていることを特

徴とする請求項 1 ないし請求項 3 のいずれかに記載の店頭表示装置。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【産業上の利用分野】

本発明は、店頭において商品の値段等を表示するのに適した店頭表示装置に関する。

【0002】

【従来の技術】

従来、店頭において商品の値段等を表示するのにPOP用紙が広く用いられており、このPOP用紙に商品名や値段、或いは産地等を印刷したり書き込んだ後、該POP用紙をセロハンテープ等で棚やケースの壁面等に貼付けて来店客の注意を引きつけるようにしている。

10

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながらPOP用紙の多くは耐水性のない紙製のため、汚れたり破損され易かった。このため従来では、予め商品名、産地、値段等を書き込んだPOP用紙を透明なラミネート樹脂により密封して、汚れや破損から保護するようにしていた。しかしながらラミネート樹脂は一枚当たり約100円と材料費が高いために経費がかさむといった欠点があった。

また、上記POP用紙やラミネート樹脂で覆ったPOP用紙はセロハンテープ等を用いて棚やケースに貼付けているためその作業が煩雑であり、しかもPOP用紙を剥す際に棚やケースの壁面にセロハンテープの接着剤が残って汚くなるといった欠点があった。

20

本発明は上述した事情に鑑み、汚れや破損に強く、しかも取扱いが容易で繰返し使用することができ、かつ経費を安く抑えることができる店頭表示装置を提供するものである。

【0004】

【課題を解決するための手段】

すなわち、請求項1に記載の発明は、薄板状のベース部材と、このベース部材の裏面に設けられて該ベース部材を商店の棚やケースの壁面等に繰返し貼着させる第1接着部と、上記ベース部材の表面に重合される透明なカバーと、相互に重合される上記ベース部材とカバーとのいずれか一方に設けられて他方を繰返し貼着する第2接着部と、上記ベース部材よりも小さい数字、記号等の複数種の表示シートとを備え、

30

上記ベース部材の表面は、アルコール系インクのサインペンで文字を書き込むことができ、かつその文字を容易に消去することができるホワイトボードとしてあり、また上記各表示シートは、それぞれの裏面に設けられて上記ベース部材に繰返し貼着される接着部を備えて、上記複数種の表示シートから選択した複数種の表示シートが上記ベース部材に貼着されるようになっていることを特徴とするものである。

【0005】

【作用】

上記請求項1の発明によれば、ベース部材にカバーを重合させて両者を第2接着部で貼着することができるので、ホワイトボードに記載した文字を上記カバーによって保護することができる。したがってホワイトボードに記載した文字が消えることを防止することができる。また、必要な複数種の表示シートをベース部材に貼着することによりPOP用紙として用いることができ、またベース部材の裏面に設けた第1接着部により、容易に該ベース部材を商店の棚やケースの壁面等に貼着することができる。さらに第1接着部および第2接着部によりベースおよびカバーを繰返し使用することができるので、経費を安く抑えることができる。

40

【0006】

【実施例】

以下図示実施例について本発明を説明すると、図1において、店頭表示装置1は、長方形のベース部材2と、このベース部材2と同一の大きさに形成されて、当該ベース部材2の表面に重合される透明(半透明を含む)なカバー3とを備えている。

50

上記ベース部材 2 は、図 2 に示すように、軟質な合成樹脂、例えば P E T 樹脂から製造してあり、このベース部材 2 の裏面の前面に第 1 接着部 4 を設けている。

上記ベース部材 2 の表面は白色で滑らかなホワイトボードとしてあり、それによって当該ベース部材 2 の表面にアルコール系インクのサインペンで文字を書き込むことができ、かつその文字を容易に消去することができる。そしてそのホワイトボード上には、予め中央部の横線 2 a や右下部の円表示 2 b といった必要事項が印刷してあり、これらは消去することができないようになっている。

上記ベース部材 2 の裏面に設けた第 1 接着部 4 は、例えば無数の細かい気泡により吸盤効果を有する材料（商品名パピラル）を用いることができ、それにより該第 1 接着部 4 を介して上記ベース部材 2 を商店の棚やケース等に繰返し貼着することができるようになっている。この第 1 接着部 4 としては上記パピラルに限定されるものではなく、ベース部材 2 を商店の棚やケース等に繰返し貼着することができれば、いかなる材料を用いてもよい。10

【 0 0 0 7 】

他方、上記カバー 3 は軟質な合成樹脂、例えば透明な P E T 樹脂から製造しており、このカバー 3 の裏面すなわちベース部材 2 側となる表面の上下の辺に沿って、それぞれ細長い帯状の第 2 接着部 5、5 を設けている。

上記各第 2 接着部 5、5 は、例えば上記ベース部材 2 の第 1 接着部 4 と同一の材料を用いており、それにより該第 2 接着部 5、5 を介してカバー 3 の上下の辺をそれぞれベース部材 2 の表面に対して繰返し貼着することができるようになっている。そして、透明なカバー 3 の表面側の上下の辺に沿って着色してある不透明な幅広のテープ 6 を貼着しており、各テープ 6 によって各第 2 接着部 5、5 が表面側から見えないように隠してある。20

【 0 0 0 8 】

次に、本実施例では上記ベース部材 2 とカバー 3 との間に P O P 用紙等の中間シート 7 を収容して保持することができるようになっている。この中間シート 7 は、その長辺（左右方向）の長さは上記ベース部材 2 の長さに略一致させているが、短辺（上下方向）の長さは両第 2 接着部 5、5 の間隔よりも小さく設定しており、それによって該中間シート 5 が、上記カバー 3 の第 2 接着部 5、5 がベース部材 2 に接着するのを阻害することができないようにしてある。

そしてこの中間シート 7 には、予め商品名、値段、産地等を印刷し、又は書き込んである。30

【 0 0 0 9 】

以上の構成によれば、中間シート 7 をベース部材 2 およびカバー 3 との間に介在させてカバー 3 の第 2 接着部 5 をベース部材 2 に貼着させれば、それによって中間シート 7 をベース部材 2 とカバー 3 とによって保持することができる。そしてこの状態で、ベース部材 2 の第 1 接着部 4 により、ベース部材 2、中間シート 7 およびカバー 3 からなる店頭表示装置 1 を商店の棚やケース等に貼着することができる。

この状態では、上記中間シート 7 は、合成樹脂製で耐水性を有する上記ベース部材 2 とカバー 3 とによって覆われているため、水や汚れ等から保護され、該中間シート 7 の損傷を防止することができる。

そして上記中間シート 7 を差替える際には、店頭表示装置 1 一式をケース等から剥し、その状態で中間シート 7 をベース部材 2 とカバー 3 との脇の開口部分から引っ張り出したり、或いは一方の第 2 接着部 5 をベース部材 2 から剥して、剥した第 2 接着部 5 側からカバー 3 をめくりあげることにより中間シート 7 を取出したり、さらにはカバー 3 を完全にベース部材 2 から剥して分離させた状態で中間シート 7 を取出したりすることができる。このようにして中間シート 7 を取外したら、新たな中間シート 7 をベース部材 2 とカバー 3 との間に保持させればよい。40

このとき、第 1 接着部 4 および第 2 接着部 5 は繰返し貼着することができるので、それに伴ってベース部材 2 およびカバー 3 とを繰返し使用することができる。

【 0 0 1 0 】

また、上記店頭表示装置 1 のベース部材 2 はホワイトボードとしても使用することができ50

る。この際にはアルコール系インクのサインペンを用いて、例えば上記横線 2 a の上方に商品名を、下方に円表示 2 b を利用して金額を書き込めばよく、その後に中間シート 7 を介在させることなく、カバー 3 をベース部材 2 に貼着すればよい。

したがって、ベース部材 2 の表面に書き込まれた文字はカバー 3 によって覆われているので、人や物がカバー 3 に接触するようなことがあっても書き込まれた文字等が簡単に消えることはない。

【0011】

このとき、図 3 に示すように、上記ベース部材 2 よりも小さい数字、記号等の複数種の表示シート 8 a、8 b、8 c、………8 n を準備しておき、サインペンでベース部材 2 に文字を書く代わりに、或いはそれとともに必要な表示シートを選択して用いるようにしてもよい。

本実施例では、各表示シート 8 a、8 b、8 c、………8 n はベース部材 2 と同様にその裏面全域に接着部を設けてあるが、表示シート 8 a、8 b、8 c、………8 n の厚さはベース部材 2 の厚さよりも薄くしてある。

【0012】

なお、上記実施例では、ベース部材 2 からカバー 3 を完全に分離させることができるようになっているが、これに限定されるものではなく、例えばベース部材 2 とカバー 3 との上辺を相互に分離不能に連結してもよい。

さらに、上記第 2 接着部 5、5 は必ずしもカバー 3 側に設ける必要はなく、ベース部材 2 側に設けててもよい。

【0013】

【発明の効果】

以上のように、本発明の店頭表示装置によれば、汚れや破損に強く、しかも取扱いが容易で、かつ経費を低く抑えることができるという効果が得られる。

【図面の簡単な説明】

【図 1】本発明の一実施例を示す斜視図。

【図 2】図 1 の店頭表示装置 1 を組み立てた状態を示す側面図。

【図 3】本発明に用いる表示シート 8 a、8 b、8 c、………8 n の斜視図。

【符号の説明】

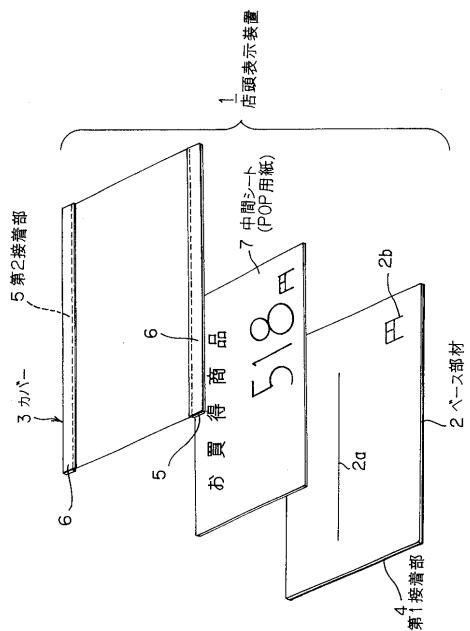
1 … 店頭表示装置 2 … ベース部材 30

3 … カバー 4 … 第 1 接着部

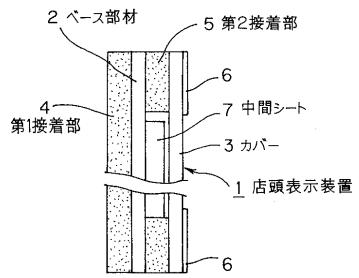
5 … 第 2 接着部 6 … テープ

7 … 中間シート 8 a、8 b、8 c、8 n … 表示シート

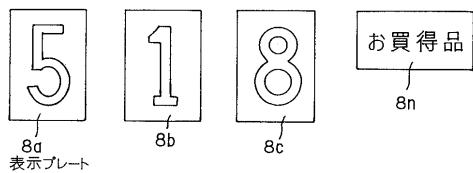
【図1】



【図2】



【図3】



フロントページの続き

(56)参考文献 実開平07-026860 (JP, U)
特開平04-362685 (JP, A)
実開昭60-163479 (JP, U)
実開昭54-040098 (JP, U)
実開平07-010772 (JP, U)
実公昭45-019382 (JP, Y1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G09F 1/00-7/22